

ビル管理会社・建物オーナー様へ

法令通り、実施していますか？
今すぐチェック！！

自家用発電設備保守点検

自家用発電設備は停電、火災、地震等の有事の際、必要不可欠な設備です。BCP（事業継続計画）の観点からも各法規制のコンプライアンスを遵守する為、定期的な負荷試験、内部観察等の試験点検をおすすめいたします。

Q. どのような法規制に基づく点検？

A. 消防法17条3の3 に規定され、消防用設備等を設置した建物には年2回の設備の点検と所轄の消防署へ1年に1回（特定防火対象物）、または3年に1回（非特定防火対象物）の点検結果の報告が義務付けられています。負荷試験（定格出力の30%）、内部観察等は1年に1回（※運転性能の維持に係る予防的な保全策が講じられている場合は6年に1回）

Q. 自家用発電設備の負荷にはどのような設備がありますか？

A. 消防法に基づく、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等があります。

Q. 負荷試験の概要及び有資格者の有無

A. 負荷試験については基本的に施設を停電させず、営業を継続しながら実施することが可能です。試験点検時間は準備作業や後片付けを含め、概ね1時間半から2時間前後で完了いたします。有資格者については「消防設備点検資格者」「自家用発電設備専門技術者」の取得者が実施いたします。

Q. 基本料金について

A. 発電機出力や施設の場所によって変動はいたしますが、比較的小容量の場合は低価格で実施させていただきます。詳細は下記までお問い合わせください。お問い合わせの際、メーカーや型式、発電機出力（kVA）をお伝えさせていただきますと迅速にご回答が可能です。負荷試験の結果、修繕が必要な箇所が発生した場合は、別途見積といたします。（ベルト交換、オイル交換、冷却水交換、バッテリー交換等）

消防設備点検、自家用発電設備点検、建築基準法12条点検、空気環境測定作業のご用命は下記までお問い合わせ先

株式会社B I S O

〒399-4432 長野県伊那市東春近549-3

TEL:0265-76-6100（代） FAX:0265-76-2340

<http://biso-ina.jp>

